

答申第 163 号

平成 16 年 2 月 12 日

神奈川県代表監査委員

山 野 好 章 殿

神奈川県情報公開審査会

会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 3 月 6 日付けで諮問された住民監査請求関係書類一部非公開の件（諮問第 175 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

平成 12 年 10 月に提出された住民監査請求に関する請求から結果までの一切の書類のうち、住民監査請求を行った請求人の住民票の写しを非公開としたことは、妥当である。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、平成 12 年 10 月に提出された住民監査請求に関する請求から結果までの一切の書類（以下「本件行政文書」という。）を神奈川県代表監査委員（以下「代表監査委員」という。）が平成 13 年 2 月 13 日付けで一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、代表監査委員が本件行政文書は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得ることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 実施機関は、本件行政文書のうち住民監査請求を行った請求人（以下「請求人」という。）の住民票の写し（以下「本件住民票」という。）を条例第 5 条第 1 号に該当するとして非公開としたが、不服申立人は市議会議員である請求人の氏名を記載して公開請求しており、市議会議員は公人である以上、これを公開すべきであって、本件処分は誤りである。

イ 実施機関は、本件住民票を一部公開したとしても非公開部分を除いた部分では意味のない内容になるという理由で全部非公開としたと考えられるが、請求人の住所のうち番地を非公開とすることはやむを得ないとしても、その他の部分は公開しても条例上問題ないと考えられるので、公開すべきである。

ウ その他

(ア) 実施機関は、情報公開を受けた県民が、公開請求により得た情報を不適正に使用するのではないかと疑って、非公開と判断すべきではない。

(イ) 実施機関は、本件処分に係る行政文書の公開を原本で行うべきである。

3 実施機関（監査事務局総務課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 12 年 10 月に提出された住民監査請求に関する請求から結果までの一切の書類であるが、このうち、不服申立ての対象となっているのは、本件住民票である。

本件住民票は、地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、住民監査請求をできる者が当該地方公共団体の住民に限定されていることから、請求人が神奈川県の子民であることを確認するため、監査事務局長が同人の子民票の写しを同人の居住する市に交付申請し、受領したものである。

(2) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 本件住民票には、請求人の住所、氏名、生年月日等が記載されているが、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものであるため、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

イ 条例第 5 条第 1 号ただし書アによれば、特定の個人が識別される情報であっても、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」は、公開すべきとされている。しかし、その一方で、神奈川県情報公開条例の解釈及び運用の基準「第 5 条第 1 号（個人に関する情報）関係」の解説によると、法令等の規定では「何人」とされていても現に閲覧等が制限されているものは非公開とすることができるとされ、「住民基本台帳と同一内容が記載されている情報」が例に挙げられている。本件住民票の記載内容は、これに該当する。

ウ 本件住民票には、原本と相違ない旨の市長の証明等も記載されており、これらは個人識別情報に該当しないと考えるが、これらを部分的に公開しても条例第6条に定める「公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に当たらないので、部分公開になじまない。また、神奈川県では従前より、住民票の写しについては、これを全部非公開とすることで統一的に取り扱われてきている。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を聴取した。その結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成12年10月に提出された住民監査請求に関する請求から結果までの一切の書類であるが、このうち、不服申立ての対象となっているのは、本件住民票である。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるも

のも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

- (イ) 本件行政文書のうち本件住民票には、特定の個人の氏名、住所、生年月日等が記載されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 条例第5条第1号ただし書ア該当性について

a 条例第5条第1号ただし書アは、「法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」については公開することを規定している。

b 住民基本台帳法第11条第1項は、何人でも、市町村長に対し当該市町村が備える住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求できる旨規定している。しかし、その一方で、同条第2項は、当該請求は請求事由を明らかにしてしなければならない旨規定している。このことからすると、住民基本台帳の一部の写しの閲覧が法令上何人にも認められているとは解し得ない。

c したがって、本件住民票は、同号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報には該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

a 条例第5条第1号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

b 一般に、行政文書に記載された市議会議員の氏名等が、当該議員の職務の遂行に関して記載されたものである場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められることもあり得る。しかし、本件住民票は、住民監査請求が、

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、当該地方公共団体の住民として行うことができるものとされていることから、請求人が神奈川県の子民であることを確認するために監査事務局職員が入手したものである。したがって、本件住民票に記載された情報は、当該議員の職務の遂行に関して記載されたものであるとは認められない。

以上のことからすると、本件住民票に記載された内容は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められず、同号ただし書イには該当しないと判断する。

(エ) また、当該情報は、同号ただし書ウの「公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」及び同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しないと判断する。

(4) 条例第 6 条第 1 項該当性について

ア 条例第 6 条第 1 項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」ときは、非公開情報に係る部分を除いて、公開をしなければならないと規定している。

イ 本件行政文書のうち本件住民票については、当審査会が、前記(3)において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」ときに該当しないと判断する。

(5) その他

当審査会は、行政文書の公開請求に対する諾否決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記 2 (2) ウの不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 3 月 6 日	諮問
3 月 13 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
4 月 18 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
4 月 27 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 15 年 8 月 8 日 (第 25 回部会)	審議
9 月 1 日 (第 26 回部会)	審議
9 月 4 日	指名委員により、不服申立人から意見を聴取
10 月 9 日 (第 27 回部会)	審議
11 月 20 日 (第 28 回部会)	審議
12 月 18 日 (第 29 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	獨協大学教授	部会員
鈴木敏子	横浜国立大学教授	
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
田中隆三	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻弘光	東海大学教授	
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成16年2月12日現在)(五十音順)